

◎新潟県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年8月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 148号
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字山本1554番1 から同市大字山本字前田323番2 まで
- 3 供用開始の期日 令和7年8月18日